

令和 2 年度（2020 年度） 第 1 回防府市人権施策推進審議会議事録

- ・開催日時 令和 2 年（2020 年）9 月 18 日 15 時～16 時
- ・開催場所 防府市文化福祉会館 3 階 4 号大会議室
- ・出席者 委員 16 名（欠席 3 名）
防府市副市長
幹事 5 名
事務局（5 名）

1 開会

2 副市長挨拶（防府市副市長 森重 豊）

「本日は、お忙しい中、会議に御出席をいただきありがとうございます。

又、平素から、本市の人権施策につきまして、格別の御指導・御協力をたまわり、誠にありがとうございます。

今月に入り、市内でも新型コロナウイルス感染者が確認されまして、この感染症との戦いは長期にわたると考えております。

市では、感染症拡大防止対策として、5 月の臨時、6 月・9 月の議会において新型コロナウイルス感染症対策経費や雇用対策、経済対策などの補正予算を計上致しております。今後も、感染拡大防止対策につきましてもしっかりと行っていきたいと考えております。

本日は、「防府市人権推進指針の基本及び分野別施策」につきまして、忌憚のない御意見をいただければと考えております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。」

事務局：「人事異動等に伴う交替で、新たに委員になられた方の紹介。」

委員：（新任委員その場に御起立）

事務局：「委員 19 名のうち、委員 16 名出席。所用のため 3 人欠席。防府市人権施策推進審議会条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、定足数の過半数に達しており、本会議は成立している。」

事務局：「本市では、防府市自治基本条例第 28 条第 2 項に【審議会等の会議は原則として公開するとともに、その会議録を公表するものとする。】と規定している。本日の会議の公開、会議録・会議の要旨について市のホームページにおいて、公表するための録音、写真撮影について許可をいただきたいと思うがよろしいか。」

委員：「了解」

事務局：「当審議会条例第 6 条第 1 項で会議の議長は会長をもって充てると定めている。人権施策推進審議会会長に議事の進行をお願いしたい。会長から一言ご挨拶をお願いしたい。」

会長：「挨拶」

議長：「今回の会議では、まず、前回の会議で審議しました人権に関する市民意識調査報告書と「人権推進指針」（案）、について事務局から説明し、次に、事務局から提案の「人権推進指針（分野別施策）」（案）について審議したいと考えています。それでは、事務局から人権に関する市民意識調査報告書と「人権推進指針」（案）、について説明してください。」

事務局：「それでは、前回の会議で御審議いただきました人権に関する市民意識調査報告書と「人権推進指針」（案）につきまして御説明いたします。

まず、人権に関する市民意識調査報告書についてでございますが、前回の会議において、クロス集計が載っていない箇所や表現の統一等ができていない点等について、委員の皆様から御指摘をいただき、会長の力もお借りし、しっかりとしたものを完成させるようにとの御意見をいただいております。

会議後、内容を再度確認し、集計の追加や表現の統一も行い、会長にも御相談しながら、3月に報告書を完成いたしております。

また、自由意見欄につきましても、委員の皆様にお配りすることにしておりましたので、内容を整理させていただき本日お配りしております。

こちらにつきましては、さまざまな御意見を原文に近い形で記載しており、公表は予定しておりません。

あくまで審議会の参考資料とし、委員の皆様限りの取り扱いとしていただくようお願いいたします。

続きまして、「人権推進指針」（案）についてでございますが、前回の会議におきまして、委員の皆様から漢字表記とひらがな表記の混在などの御指摘をいただき、その箇所を修正いたしております。

内容につきましては、前回から変更をいたしておりませんが、本日の分野別施策（案）を御審議いただく中の御意見も踏まえ反映していきたいと考えております。

議長：「「人権推進指針」（案）については、本日の会議を踏まえてということです。前回、委員の皆様からも

「防府らしさ」という御意見もありましたので、分野別施策（案）に対する委員の皆様御意見を踏まえてということかと思えます。

委員の皆様から、ただいまの事務局からの説明に関して、質問や御意見等がありますか？」

補充としまして、別紙、事前にお配りした中で文言等の御指摘や御意見を伺っております。御意見

で
は、学校における取組については、改めて整理させていただき、キーワードについては、御審議いた

だ
き、御意見があれば、別紙意見欄に御記入いただければと思います。

事務局：「人権推進指針（分野別施策）」（案）についてでございますが、表紙の裏に分野別の項目を載せております。項目は、県の項目を基本としております。構成については、まず「現状と課題」、次に「意識調査の結果」、最後に「基本方針」という構成を基本としています。県の指針にはない「意識調査の結果」を掲載することで、本市の状況をより身近な問題として意識していただけるのではないかと思います。

内容については、事前にいただいた御意見を参考にしながら整理しています。

まず、女性の人権。県では男女共同参画に関する問題となっています。事前にいただいた御意見の中で、なぜ女性だけに特化しているのか？という御意見がありました。男女共同参画社会の実現が主たるところですが、市に寄せられる相談は、女性の人権に関することが多いため、女性の人権として

います。
次に、子どもの人権。細菌では子どもが車内に置き去りにされて亡くなったり、インターネットでのいじめが問題となっています。事前にいただいた表記については検討したいと思います。

次に、高齢者の人権。事前にいただいた御意見の中で、対象年齢の狭間の人は？という御意見がありました。年齢に限らず、制度等にはそれぞれ要件がありますので、難しい問題であると考えております。

次に、障害者の人権、同和問題、外国人の人権についても、事前に御意見をいただいておりますので、修正等していきたいと思います。

次に、罪や非行を犯した人の人権。再犯防止推進計画を今年度作成予定としておりますので、内容については整理していきたいと思います。

次に、犯罪被害者の人権。防府市は県内で最初に犯罪被害者支援条例を制定しました。犯罪被害者支援も盛り込んでおり、防府市の独自性が出ているところです。

次に、環境問題、インターネットにおける問題、プライバシー保護についても事前に御意見をいただいておりますので、対応していきたいと思います。

次に、拉致問題、についても事前に御意見をいただいておりますので、再度検討したいと思っております。

次に、インフォームド・コンセント、感染症患者等の人権は患者等の人権として 1 つの項目にしてもよいかもしれません。感染症患者等の人権の中で難病やコロナの記載をしております。事前にいただいた語意見の中で、人工透析や低血糖に対する職場理解など慢性疾患やその他の疾患についてはどうするのか？という御意見がありました。委員の皆様の御意見をお聞きし検討したいと思っております。

次に、ハンセン病問題。

次に、性同一性障害のある人の人権等（性の多様性の問題）。県の指針にはない L G B T について、（性の多様性の問題）を追加しています。

最後に、その他の人権問題として、アンケート結果に沿って、（1）ストーカー等に関する問題。（2）自己決定権。（3）フリーターなど非正規雇用に関する問題。を記載しています。

項目について、県は「問題」としていますが、市は「人権」としてより広くとらえております。項目、表記、内容については御審議いただければと思います。」

議長：「分野別施策（案）については、項目、標記、内容を審議していただきたいと思っております。まずは、項目についてお願いします。」

I 委員：「インターネットにおける問題について、若い人にとっては SNS の方が身近であるので、SNS の文字を項目に追加して、「インターネットや SNS における問題」にしてほしい。」

A 委員：「項目については、県と同じになっている。」

未来プラネットの活動で、カウンセリングで相談を受けている。相談の中で県の指針を知っている人がいるが、これに出ていない人権はどうなのか？と聞かれることがある。県の指針とダブってもよいと思うが、県の指針にない人権を地域で救うことが大切。女性の人権と性同一性障害のある人の人権等は、まとめてもよいかもしれない。障害者の人権の中に、「難病」を入れてもよいかもしれない。

感染症患者等の人権は、感染症と難病だけになっている。難病だけでも 4～5 0 0 0、その他の疾病だと 1 万以上、その他知らない病気もあるので、より網羅するために、私の個人的な意見だが、「感染症等患者の人権」にしたらどうか？」

議長：「新たな提案をいただいた。今日この場で結論は出ないと思っております。事務局で整理し、次回後提案をお願いします。」

副会長：「前回 2 月の会議との継続性が見えない。4 月の人事異動で部長や室長が変わり、どういうふう継承されたのかが全く見えない。

具体的に言うと、指針（案）は全く中身の文章がまとまっていない。かなり時間をかけて、整理する必要がある。人権の位置づけ、捉え方、基本ができていない。

分野別施策（案）は、県では本編資料となっている。分野別施策ではなく、「分野別施策の推進」となっている。また、県では「人権」ではなく、「問題」となっている。すべて人権に関わるものなので「人権」を二重、三重に表記する必要はない。

「現状と課題」、「基本方針」も文章ができていない。会長を中心に専門的な小委員会を作って集中的に議論をして、たたき台を作ったかどうか？拙速の形で提起するのはよくない。丁寧の上に丁寧に作る事が大切。」

議長：「御解答は難しい。事務局からお願いします。」

事務局：「本日の御意見を踏まえ、新しく語提案させていただきたい。」

D 委員：「いろいろ議論されて進められていると思う。

最近テレビや新聞で人権についての報道をよく目にする。安倍総理が辞任するときの新聞の一面は、安倍総理の辞任だったが、他の 2 面は人権の報道だった。例えば、学校職員間のいじめ問題。表面に出していない人権問題がいっぱいあると思う。

アンケート結果の 8 5 ページには、防府市民が取り立てて欲しい人権として、「学校における教育活動の中で人権教育の充実を図る」が一番高いことが分かる。これに関連して、3 2 ページには、大人（保護者）の子どもに対する対応が多く上がっている。学校の中で子どもだけでなく、親に対する教育も一緒に考えることが大切。子どもの人権、保護者の意識が人権の入り口であると市民が願っていると感じた。」

議長：「マイクを回しますので、順番に御意見等をお願いします。」

A 委員：「国や県では救えない人権を市で救ってほしい。」

B 委員：「虐待やラベリングすること自体が問題。」

C 委員：「1 2 ページのエでは、障害者、子ども、高齢者の記述があり、整理が必要と思う。今ある現状の中で、防府に住んでよかったと言えるような指針にしてほしい。」

D 委員：「。」

H 委員：「8 ページの 6 「病院や養介護施設において、嫌がらせや虐待をすること」は受け身に感じる。」

G 委員：「地域福祉部会でふれあいネットワークづくりをしているが、常に一人にしない、助け合うことが大切。」

F 委員：「H 委員と同じ意見。」

E 委員：「再犯防止推進計画との整合性を図ってほしい。心の教育は時間がかかるのでねばり強く対処することが大切。五木寛之さんの本の中で「三密」は宗教の言葉。ウイルスは心の抗体で対処できる。」

I 委員：「防府市では平成 2 5 年に犯罪被害者支援条例を制定し、県でも条例を制定中。今後、防府市の条例も精査、見直しが必要。」

J 委員：「障害者は就職が不利なので、経済的保障や安定が大切。」

K 委員：「項目として、1 7 ストーカー等に関する問題、1 8 自己決定権、1 9 フリーターなど非正規雇用に関する問題となるのか？」

L 委員：「分野別施策ではなく、「分野別施策の推進」にすべき。項目は「人権」ではなく、「問題」の方がよ

い。問題は解決していくものだから。」

○委員：「市民に分かりやすいのが一番。周南市は簡潔で分かりやすい。悩みがあったらここへ相談したらよいというのが一目で分かるとよい。」

N委員：「 」

議長：「ただいま委員の皆様からありました意見等を踏まえ、事務局で再度内容を整理してください。

「その他」について事務局から何かありますか？」

事務局：「次回スケジュールについて説明いたします。

今回は、11月の開催を目途に実施したいと考えています。次回開催に向けて、個別に御意見を伺い、次回資料を作成して、事前に送付したいと思います。よろしくお願ひします。」

議長：「以上で本日の議題のすべてが終了。これで、議長としての務めを終わらせていただく。進行にご協力いただき、感謝申し上げます。事務局に進行をお返しする。」

4 閉会

事務局：「以上をもって、本日の審議会を閉会させていただきます。」